



Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

ワシントン日本商工会会報

9月号 2025年 No. 575

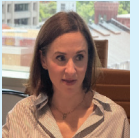
目次

- ワシントンで働く女性の会 (J-WIP)
第30回 活動報告.....2
- 研修会報告「激変する国際環境の中で日本産業は如何に生き残るか？」.....4
- 新会員紹介コーナー.....6
- 広告募集のご案内.....8
- 米国での生活と移民法
第87回「移民法取り締まりの際の権利について」
米国移民法弁護士 石田 砂織.....9
- ワシントン月報(第212回)「服部自叙伝(1)」
米国特許弁護士 服部 健一.....12
- 今月の書籍紹介「ケアレス・ピープル」
ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子.....16
- English Rescue by Jennifer
「Language and Culture」.....18
- 編集後記.....20

今月の特集

「ワシントンで働く女性の会(J-WIP)第28回 活動報告」

第30回のJ-WIPは、アジア地域の地政学リスク分析がご専門のコンサルティング会社、The Asia Groupのミラ・ラップ=フーパー氏にご講演いただきました。P.2～



「研修会報告『激変する国際環境の中で日本産業は如何に生き残るか?』」

7月に開催されました研修会では、みずほフィナンシャルグループの牛窪恭彦氏にご講演いただきました。P.4～



「新会員紹介コーナー」

今月は新会員2社のご紹介をいたします。P.6～



JCAW Copyright © 2025 All Rights Reserved.
会報内すべてのコンテンツの無断転用を禁じます。

ワシントンで働く女性の会(J-WIP)第30回 活動報告

企画担当理事



イベント「Geopolitical Winds: Navigating the Indo-Pacific Region」(地政学的動向:インド太平洋地域の行方を読み解く)を開催いたしました。

当日は、アジア地域の地政学リスク分析を専門にするコンサルティング会社、The Asia Groupのパートナー、ミラ・ラップ=フーパー氏を講師として迎えました。米国のインド太平洋地域戦略や日米関係の現状、行方について、自身の経験に基づく示唆に富んだ見解を披露いただきました。

夏の暑さが厳しい中ではありましたが、会場には男女問わず、27名の商工会会員・非会員が集まり、活発な意見交換が行われました。

ラップ=フーパー氏は、バイデン政権で大統領特別補佐官・国家安全保障会議(NSC)上級部長(東アジア・オセアニア担当)を務め、インド太平洋戦略、Quad、日米韓三国協力、地域経済・安全保障枠組み、日米関係に関わる政策の形成・実行に携わってきました。

それ以前は、新アメリカ安全保障センター(CNAS)、戦略国際問題研究所(CSIS)等で上級フェローを務めた他、ヒラリー・クリントン氏の大統領選挙出馬時(2016年)にアジア政策コーディネーター等も歴任されました。

本イベントではまず、ラップ=フーパー氏のパーソナル・ジャーニーを語っていただきました。具体的には国家安全保障分野、インド太平洋地域の専門家を志した理由、キャリアの転機となった出来事、シンクタンクとホワイトハウスでの働き方の違いや子育てをしながらキャリアを築いてきた工夫や苦労などについてお話いただきました。

続いて、NSCの機能、組織編制などを中心に、米国の外交政策決定プロセスをバイデン政権と現政権を比べながら、説明されました。またご自身が携わったバイデン政権時のインド太平洋地域戦略、日米、日米韓関係、Quadなど、米国と同盟国との関係について、エピソードも加えながら、語っていただきました。

また、直近のフォーリン・アフェアーズ誌でご自身が提案した「ゼロベースの米外交政策見直し」について解説。多極化が進む世界で展開される今後の米国外交政策、米中関係、日米関係等に関する考察を共有されました。

今回のイベントは、インド太平洋地域を中心に米国外交政策の現状、行く末について政策決定プロセスを踏まえながら理解し、同地域の地政学リスクについて考察する良い機会となりました。

(注)当イベントは原則オフレコでしたが、公表情報を基に講師の承認を得た情報を盛り込んでいます。

※J-WIP (Japanese Women in the Professions in Washington DC):ワシントン地区で働く日本女性へのキャリア育成支援活動。2016 年1月から、ワシントン日本商工会として支援。

米国日本通運株式会社は2022年1月より、社名を**NXアメリカ株式会社**へ変更致しました。



帰国の際の引越はNXアメリカにお任せください

お問い合わせ、お申込みはNXアメリカワシントン営業所まで

TEL: (703)-661-8326 (日本語ダイヤル)

URL: <https://www.nipponexpress.com/moving/us/>



iiicareer インテレッセ DC支店

地域密着で25年の信頼と実績

「人・仕事・地域社会」をつなぐ架け橋に
お客様一人ひとりに寄り添い、
信頼できるパートナーとしてサポート。

Interesse DCオフィスは、皆様のおかげで25年を迎えました！日英バイリンガル人材の派遣・紹介を通じてWashington, DC地域の特性やニーズを理解し、きめ細やかなサービスを提供します。

当社の強み

- バイリンガル人材のニーズに特化
- 地域密着で安心のサービス
- 政府機関から民間企業まで幅広く対応

提供サービス

- iiicareer事業：人材紹介・派遣、雇用代行サービス
- iiiHR事業：人事コンサルティング、人事情報管理クラウドサービス、各種調査業務
- iii-Media事業：地域情報満載の「さくら新聞」の発行

interesse international inc. DC支店までお気軽にご相談ください！

Email: dc@iiicareer.com Tel: 571-384-7117
1717 K Street NW Suite 900, Washington, DC 20006

研修会報告

「激変する国際環境の中で日本産業は如何に生き残るか？」

講演者: みずほフィナンシャルグループ常務執行役員リサーチ&コンサルティングユニット長
兼 グループCSuO (Chief Sustainability Officer) 牛窪 恭彦 氏

研修担当理事: 須内 康史 / 清水 梨江子

2025年7月18日(金)、ワシントン日本商工会はみずほフィナンシャルグループ常務執行役員リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 グループCSuO (Chief Sustainability Officer) の牛窪恭彦氏をお招きし、「激変する国際環境の中で日本産業は如何に生き残るか？」と題するオンラインと対面のハイブリッド形式の研修会を開催しました。

講演者の牛窪恭彦氏は、みずほフィナンシャルグループにて、法人営業、国内外のマクロ経済調査等を担当され、みずほ銀行の産業調査部長も務められました。役員就任後、継続して政府のエネルギー政策関連の委員会委員を務められ、2022年9月からみずほフィナンシャルグループの初代グループCSuO (Chief Sustainability Officer) に就任され、サステナビリティ戦略企画・推進の要としてご活躍されています。

今回の研修会では、「分断」と「連携」が交錯し激変する国際環境の中で、日本の産業が「生きる道」についての考察をわかりやすく解説頂きました。その中で、日本及び日本産業の「強み」について、社会資本や技術、素材や製品・サービスの様々な視点からの分析をご説明頂いたで、その「強み」を軸とした有望領域とそこでの「勝ち筋」について、具体的な例を挙げながら解説頂きました。また、足元で高まりを見せる地政学リスクも踏まえ、その状況を逆手にとり「勝ち筋」に生かす視点についても触れて頂き、参加者は熱心に耳を傾けていました。牛窪CSuOの産業調査の深い知見に基づき、日本産業全体を俯瞰しつつ個別の産業の絵姿をご説明下さり、参加者にとって非常にわかりやすく、示唆に富む講演となりました。



講演後には、会場の参加者から数多くの質問が寄せられ、講師の牛窪CSuOに一つ一つ丁寧に応答頂き、終了後も会場での懇談が続きました。参加者からは「非常に興味深く、もっと話を伺いたかった」等のポジティブなコメントを多数頂戴しました。ワシントンDCご来訪中のお忙しい日程の中で貴重な講演をお聞かせ下さいました講師の牛窪CSuOに、あらためまして厚く御礼申し上げます。



商工会では今後も会員の皆様にとって有益な機会となる研修会を企画・運営して参りたいと思いますので、引き続き宜しくお願い申し上げます。

以上

**YAMATO
TRANSPORT
U.S.A.**

**INTERNATIONAL
MOVING SERVICE**

お荷物の多い方!時間のない方!
面倒なお引越は全てまかせて
ら〜くら〜!

安心

引越 海外パック

箱に入らない家具や
自転車なども送りたい、だけど安く
済ませたい!そんな方へ

丁度いい

ベーシックプラン

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をして節約!
すぐに必要ではない
お荷物は船便で割安に

節約

単身プランSea

定形の箱に入るお荷物だけ
ご自身で梱包をされる方
必要な荷物を
最短の所要日数でお届け

早い

単身プランAir

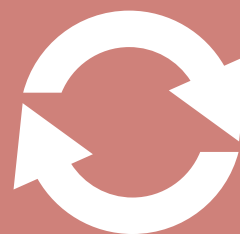
各サービスの詳細はウェブサイトにてご覧いただけます /
www.yamatoamerica.com/cs/

フリーダイヤル 5 4 5 6 5 8
1-866-5-KIKOKU

日本以外の世界中へのお引越・米国内のお引越も!

米国ヤマト運輸 ワシントンDC支店
 22930 Quicksilver Drive, Unit 115
 Dulles VA, 20166
 Phone: (703) 661-3501
 Email: wasoperat@yamatoamerica.com

登録情報の ご確認、更新をお忘れなく



法人会員、個人会員と
もにご登録情報（会員名、
電話番号、メールアドレス
など）にご変更がある場合は、
お気軽に事務局まで
メール（office@jcaw.org）にてご
連絡ください。

会報やその他の情報がタイムリーにお
手元に届きますよう、登録情報の更新
にご協力ください！

JCAW
Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.

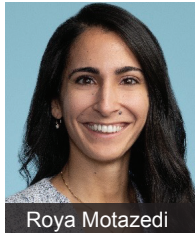


新会員紹介コーナー

新規会員の自己紹介ページです。今月は企業会員から紹介文をいただきました。なお、既存会員による自己紹介機会もございますので、お気軽に事務局 (office@jcaw.org) までご連絡下さい。

企業名: Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP

責任者: Roya Motazedi



Roya Motazedi

1200 17th St NW, Washington, DC 20036

+1.202.663.8000 +1.202.663.8007

<https://japanese.pillsburylaw.com/>

責任者 : Roya Motazedi

弁護士数 : 700人

他の営業拠点 : 東京、ニューヨーク、カリフォルニア各所、ロンドン、北京など

弁護士紹介

ローヤ・モタゼディ弁護士は、日本企業および多国籍企業に対して、国際貿易に関連する幅広い法的アドバイスを提供しています。近年、米国の法律専門誌「Best Lawyers」において将来を期待される弁護士 (Ones to Watch) としても選出されました。米国商務省や財務省などの政府機関からのライセンス取得支援、輸出管理に関する分類評価、米国による経済制裁規制への対応、対米外国投資委員会 (CFIUS) による外国投資審査対応、米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) に基づく汚職・贈収賄防止対応など、さまざまな分野においてクライアントをサポートしています。その他、テクノロジー・ソフトウェア、金融、半導体、通信、航空および宇宙、製造業、エネルギー分野など多様な業界の企業に対して、幅広く法的助言を提供しています。「プリンストン・イン・アジア」プログラムを通じて、過去に2年間、岡山県に在住していた経験もあり、日本との文化的なつながりを大切にしています。

タイシュウ・ピット弁護士は、経済安全保障リスクに直面するクライアントに対しアドバイスを提供しております。米国商務省が開始する主要な貿易救済措置 (アンチダンピング税、補助金相殺関税など) において、日本企業を代理して対応。さらに、米国国際貿易委員会 (USITC) によるセーフガード調査や損害認定手続、米国の裁判所での控訴、そしてEU

のアンチダンピング調査においても幅広く弁護を行っています。これらの貿易救済関連業務に加え、輸出管理規則（EAR）、米国財務省外国資産管理局（OFAC）による経済制裁、CFIUS審査 および安全保障上の施設クリアランス申請に関するコンプライアンス対応を支援し、複雑な規制要件をクリアするための実践的な助言を提供しています。沖縄県那覇市出身。

クリアランス・トリバー弁護士は、核融合、原子力、水素、再生可能エネルギー、宇宙および航空分野において、日系企業をはじめ多国籍企業に対し、規制（米国エネルギー省や米国原子力規制委員会等）、知的財産、国際貿易に関する法的助言を提供しています。九州大学大学院工学府都市・環境システム工学の博士課程修了。

企業名: Daiwa House USA Holdings Inc.

責任者: 羽澄 裕二(Stanley Martin Homes所属Virginia在住)



羽澄 裕二



222 W. Las Colinas Blvd., Suite 1540E, Irving, TX 75039



703-964-5018



www.daiwahouse.com/English/global/americas/united_states/

従業員数	2,716人 (USAグループ連結)
他の営業拠点	New York, Virginia, California, Florida
業務内容	大和ハウス工業は、総合住宅メーカーであり、戸建住宅、賃貸住宅、分譲マンションなどの住宅事業を中心に、商業施設や物流施設、医療・介護施設など幅広い建築事業を展開しています。加えて、都市開発、環境・エネルギー分野にも力を入れています。アメリカでは、大和ハウス工業の100%子会社としてDaiwa House USAがあり、日本の事業ポートフォリオの米国展開に力を入れています。Daiwa House USAには、集合住宅・マンション・商業施設・事業施設への開発投資を行うDaiwa House Texas、住宅事業を行うホームビルダー3社、集合住宅ディベロッパー1社(持ち分適用会社)があり、グループ合わせて16州で事業を行っています。
入会動機	米国における事業拡大において、日系企業や日本大使館の皆さまとのネットワークを強化させていただきたく、入会致しました

広告募集のご案内

JCAW会報に広告を掲載しませんか？



広告のイメージ図

JCAWは、ワシントンDCにおける日本人コミュニティの重要な情報発信元であり、商工会議所として地域社会において重要な役割を果たしています。

そんなJCAWの会報を通じて、貴社の広告や宣伝を効果的に発信しませんか？

会報の広告にはリンクを設定でき、クリック一つで貴社のウェブサイトやEメールアドレスにアクセス可能です。さらに、年間契約でお得なプランもご用意しております。

詳細は、ぜひJCAW事務局までお問い合わせください。

料金体系（2025年1月からのレート）

広告掲載先	サイズ	商工会会員		非会員	
		月料金	年料金	月料金	年料金
会報※	1/4ページ	\$60	\$550	\$90	\$790
	1/2ページ	\$120	\$1,090	\$150	\$1,340
	1ページ	\$240	\$2,180	\$290	\$2,620

※ 会報広告 原稿制作費は当広告掲載料金に含まれません。原稿は広告主様にて手配願います。
1年（1月～12月）契約で1回割り引きとなります。（会報は年10回発行）

お問い合わせ先

Japan Commerce Association of Washington, D.C., Inc.
1819 L Street N.W., Suite 410, Washington, D.C. 20036
TEL: 202-463-3947 FAX: 202-463-3948
Email: office@jcaw.org URL: www.jcaw.org

米国での生活と移民法

第87回「移民法取り締まりの際の権利について」

米国移民法弁護士 石田 砂織

今年の夏は各地で移民法取り締まりが続き、ワシントンD Cでも、トランプ大統領の緊急事態宣言により、さまざまな連邦法執行機関職員を派遣、ワシントンDC警察が連邦目的で運用、更には軍隊まで動員されました。表面上は犯罪防止や治安向上を目的としていますが、実際は、本来移民法取り締まりを行わない麻薬取締局など、様々な連邦法執行機関が移民法の取り締まりに運用されました。この結果、職場や道端などでの移民法取り締まりが急増し、中には合法的にアメリカにいる人やアメリカ国籍所持者まで移民法違反の疑いで逮捕、監禁されるといった事例も多く見受けられました。更に、ジョージア州の現代自動車が建設中の工場に移民法違反の捜査が入り、日本人3人を含む475人が不法労働の疑いで拘束されるなどの事件が起きました。²

こうした各地で起こる移民法の取り締まりに大きな不安を感じる方も少なくはないのではないのでしょうか。そこで今回は、移民法の取り締まりに遭遇した際の権利や対応方法などについてお話しします。また、[6月号の会報](#)では連邦政府機関による職場での移民法の取り締まり活動に関してお話ししましたので、6月号の記事と一緒に参考にしてみてください。

<外国人であっても認められている憲法上の権利>

まず念頭に置いて頂きたいのは、アメリカ国内にいる全ての人は、不法滞在者を含め、ビザや移民法上のステータスに関わらず、一定の米国憲法上の権利を有しています。移民法の取り締まりをする側も、どの様な法執行機関や軍隊に属していても、憲法の制約を超えて行動する権限はありません。下記に、移民法取り締まりの際に当てはまる権利をまとめましたが万が一の際に提示できるよう[「Know Your Rights」カードをダウンロード](#)し携帯するのも良いでしょう。³

1. 黙秘権

米国憲法修正第5条に基づき、自分に不利になる発言を強制されない権利があります。このため、移民局や警察官に出身国や入国方法を聞かれても、答える義務はありません。黙秘を選ぶ場合は、はっきりと「**I choose to remain silent(黙秘します)**」と伝えることが望ましいです。

→移民法上のステータスを聞かれた場合の注意点

黙秘権を主張し、「黙秘します」や「弁護士が同席している時のみ質問に答えます」などと答えることは可能です。ただし質問を拒否した場合は、合法にアメリカにいる資格があるかを確認するため、質問が長引いたり、アメリカの滞在資格を確認する手続きが行われる間動きを拘束されたりす

1 本文に書かれている情報は、執筆時点のものです。その後の法改正などは反映しておりません。また、本文の内容は具体的な個別事案に関して法的なアドバイスをするものではありません。

2 <https://www.yomiuri.co.jp/world/20250909-OYT1T50133/>

3 <https://www.nilc.org/resources/know-your-rights-card/>

る場合があります。この様なリスクを把握した上で、黙秘権を使うかどうかを考えなくてはなりません。また、アメリカに滞在、在住する外国人は法律上登録を義務付けられており、また登録を済ませていることを証明する書類を常に携帯していることを義務付けられています。登録義務に関しては[4月号の会報](#)に詳しく説明してありますのでそちらをご参考ください。

2. 弁護士に相談する権利

米国憲法修正第6条に基づき、拘束や取り調べを受ける場合、弁護士を呼ぶ権利があります。移民法の手続きは刑事事件と異なり、国選弁護士はつきませんが、**自分で弁護士を依頼する権利**は必ず認められています。弁護士がいない場合でも、ICEに対して「弁護士と話したい」と明確に伝えることが大切です。更に、また、ウィーン条約に基づき、**日本領事館に連絡する権利**もあります。

3. 令状なしの搜索を拒否する権利

米国憲法修正第4条に基づき、**裁判官が署名した有効な捜査令状がない限り、個人の住居や職場での私有エリアを捜査されない権利**があります。移民法執行機関(DHS、USCIS、ICE、CBP等)から発行された令状では搜索令状とは別物であり、それだけでは捜査を目的に住居に立ち入ることはできません。

4. その他の関連権利

- **差別からの保護** - 国籍や人種に基づく不合理な差別は、憲法修正第14条で禁止されています。
- **不当な拘束や取り調べの制限** - 裁判所の判断なしに過度に拘束されることは憲法で制限されています。

＜移民法の取り締まりに遭ってしまったら＞

上記を踏まえて、移民法の取り締まりにあった3つの状況を想定して、どの様な対応が可能かを簡単に説明したいと思います。いずれの場合も重要なポイントは以下の3点です。

- できる限り冷静に対応すること。逃げたりするのは逆効果で、場合によっては逮捕につながる可能性があるので注意が必要です。
- 質問に対して虚偽の回答をしたり、虚偽の書類をしないこと。
- 権利侵害にあった場合は、あった出来事を記録し、弁護士や移民者擁護団体などに報告すること。

自宅にICEの捜査官が訪れた場合

まず肝心なのは、ICEなど、法執行機関が訪れても、裁判官署名入りの有効な搜索令状がない限り、ドアを開ける必要はありません。令状があると言われた場合は、ドアの下から差し入れるか、窓越しに見せてもらうよう依頼してください。記載内容が正しい氏名・住所でなく、裁判官の署名もなければ、ドアを開ける必要はありません。会話する場合も、ドア越しや屋外で可能です。上記にもありますが、裁判所ではなく、行政機関からの令状は搜索令状とは異なりますので、行政令状しか提示されない場合は、自分の同意なしに自宅に入ることはできません。

黙秘権を使い、質問に答える義務や身分証明書の提示を拒否することも可能ですが、質問に答える場合は、虚偽の供述をしない事、また虚偽の身分証明書等を提示しないことが肝心です。すでに弁護士がいる場合は、弁護士に連絡すると良いでしょう。書類へ署名を求められた場合は、内容をしっかり理解した上で署名し、写しを保管すると良いでしょう。

職場にICEが来た場合

自宅と異なり職場では、受付やロビーといった「公共のエリア」とドアが閉まる自分のオフィスなどの私有エリアに別れています。受付やロビーのような誰でもアクセスができるエリアでは、ICE等の連邦法執行機関の捜査官が自由に入ってくることはできますが、私有のエリアには自宅に捜査官が来た時と同様に裁判所からの礼状がないと入ってくることはできません。

捜査官に止められたら、逃げたり慌てたりせず、「ここを離れていいですか?」と確認しましょう。許可されれば冷静に立ち去ってかまいません。出身地や入国方法などを尋ねられても答える義務はありません。答えたくない場合ははっきりと「黙秘します」と伝えましょう。国籍や市民権を示す身分証を提示する義務はありません。偽造書類や虚偽の供述しないようにしましょう。また、正当な理由または令状がない限り、所持品の搜索を拒否する権利があります。ただし、令状や理由なしに搜索される場合でも、抵抗はせず、明確に捜査には同意しない事を伝え、記録をしておきましょう。すでに弁護士がいる場合は、弁護士に連絡すると良いでしょう。書類へ署名を求められた場合は、内容をしっかり理解した上で署名し、写しを保管すると良いでしょう。

路地など公共の場でICEに質問された場合

基本的に上記と同じ権利を有しますが、逃げたりせず、冷静に対応する必要があります。また、走って逃げるだけで、アメリカ市民でも逮捕される場合もあるで、慌てない様にしましょう。黙秘権はあるので、国籍、出生地、移民法上のステータスに関する質問に回答しない権利はありますが、その際のリスクを把握した上で行動しましょう。

裁判所からの礼状や、搜索必要とする合理的な理由の説明がない限り、手荷物の搜索に同意する必要はありません。もし、強制的に搜索された場合は、無理に抵抗せず、その場での状況を記録し、弁護士や領事館、移民保護団体などに報告しましょう。ただし、武器となる様なものを持っていると疑われた場合は、服の上から体のパットダウンをされる場合がありますが、これは合意を必要としない搜索範囲です。

また、その場を立ち去る前に、逮捕や拘束されているかどうか聞き、自由があるかを確認後、冷静に離れる様にしましょう。

© 2025 Ishida Immigration Law PLLC. All Rights Reserved.

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

石田砂織プロフィール:

アメリカ移民法専門家として約20年の経験を持つ弁護士。バーンズ&ソーンバーグ法律事務所等を経て独立し、[Ishida Immigration Law PLLC](#)を設立。アメリカでビジネスを営む日系企業を含む様々な法人、個人のクライアントに幅広く移民法のサービスを提供している。ニューヨーク州、ワシントンD.C.にて弁護士資格を持つ。米国移民法弁護士協会(AILA)所属。お問い合わせ、ご相談をご希望の方はcontact@ishidaimmigration.comか(202) 656-8778までご連絡下さい。

ワシントン月報(第212回)

「服部自叙伝(1)」

米国特許弁護士 服部 健一

私は長年日米の特許関係の仕事をしていますが、この度、日本弁理士会から経産省特許庁を退職して米国特許弁護士になるまでの自叙伝を記載する事を要請され、その原稿が月刊パテント誌7月号に掲載されました。

これはアメリカで働く皆様方にもご参考になるかもしれませんのでここに今月から連載して行きたいと存じます。

自叙伝要約

私は幼少期の頃から地の底を這い上がるような人生を送って来た。そして学生時代はテニスを軸として少しずつまともになって行き、運良く特許庁に就職出来た。そうして内外国の出願の審査をしている内に、1980年頃の日米特許摩擦問題を効率的に解消するためには特許庁に在職していた私のような者がアメリカへ行き、日米企業や発明者そして米国特許弁護士達に日本の特許問題の対処の仕方を直接教育、指導した方が効率的であると考え、その上、私の人生の基軸は①特許、②英語／米国、③テニスであるのでそれを米国で達成しようと40歳直前の1984年に審判官を辞職して渡米した。

働いている内に米国弁護士資格が重要と認識し、夜学のロースクールに入学し、昼働きながら夜勉強して、日本人弁理士としても初めての米国特許弁護士になり、そうして日米特許摩擦問題について対処しながら我が特許法律事務所を経営して来て35年位になる。

そして最近、私のクライアントであった米国の鉄鋼大企業が日本企業に合併されるか否かという問題について米国大統領が反対するという特許とは異質の問題が生じているのは、私は長年その米国鉄鋼企業をサポートして来ただけに私にとっては非常に感慨深い問題である。

ともあれ、日本特許庁長官から日米特許問題解消の長年の米国における努力について知財功労賞の授与を2017年に頂いた事は望外の喜びである。また、私がパートナー弁護士になってから弊事務所の組織編成変えや分裂が何回かあったが、紙面の都合でそれらを記載する余裕はないので別途の機会に譲りたい。本稿では米国弁護士そして法律事務所などは必要に応じて仮名で表記している事をご理解頂きたい。

1. はじめに

私の幼少期そして小中学時代は言語障害か？と思われたほど無口で消極的であったが、英語は米軍FEN放送(注)で楽しみながら勉強していた。そうして人生の方向性を模索していたが、高校



での硬式テニスで活路を見出し始め、自分の人生の基軸は英語とテニスではないか、と考え始めた。

しかし大学に入ると特許庁研修所長をして、特許博士とも言われていた父からテニスは遊びにしかな過ぎないとテニス部を辞めさせられ、テニスプロになる事の夢はほとんど消えたが、その代わりに国家公務員試験に合格したので特許庁へ行く事になった。

特許庁に入ってからテニスを復活させ、特許とテニスと英語を基軸にする人生を模索し始めた。そうしている内に特許庁で初めてである通産省の大臣官房企画室へ出向させられ、そこで田中角栄総理や中曽根通産大臣の英知に触れたりして通産行政の面白さを知り、またテニスで通産省高官達とも親しくなった。

そして米国に政府留学が認められてジョージ・ワシントン大学で原子力を勉強する傍ら、バージニアのアパートでテニスナンバー1 になり、その交流で英語が上達すると共に日系三世の特許弁護士(故人)と親しくなり、一緒に日米特許問題に対応して来た。そしてアメリカ企業や特許弁護士の日本特許の知識は非常に限定されておりこれが日米特許摩擦の大きな要因である事を認識し、それを解消させるためには私がアメリカへ行って教育、指導した方が早い、と考えて40 歳直前に日本特許庁の審判官を退職してアメリカへ渡った。

そして弁護士資格の重要性を認識して夜学のロースクールに行き、働きながら勉強して、米国特許弁護士、そしてパートナーになり、更にネームド・パートナーにもなっていった。私の人生の生き方は、初めから米国特許弁護士を目指したわけではなく、その時々で自分や日本、そして米国のためにベストと考えられる生き方を模索して行った結果が、自然にそう言ったと言える人生である。

2. 幼少期

2.1 言語障害か？

私は幼少の頃、地の底から這い上がって来たような人生を送って来たと言える。まず、生まれた時から3 歳位までは、アーとかウーとか唸るだけで、全く言葉を話せなかった、と両親に言われていた。そのため、「健一は言語障害じゃないか...」と真剣に考えていた事があったそうだ。そして3 歳終り位の時になって初めて言葉のようなものを何か言ったらしく、どうやら「言語障害ではなさそうだがそれにしても発音が遅い...」と一安心と不安があったらしい。

とにかく、こういう言語障害的状况は幼少の頃ずっと続き、小学校の授業で手を挙げて発言した事は一度もなかった。しかし後年、特許庁を辞してアメリカへ行く決断をしなければならない時に、以下に述べる2 つの事故を含めて、自分は人生の底から這い上がって来たではないか、それなら失敗は怖くなく、どんどん前へ進もう、米国へ転職しようと奮い立てさせられる布石になった事も事実である。

2.2 溺死寸前

言葉だけではなく、それ以上に行動にも相当問題があったようだ。荻窪にある親の家から20 分位歩いたところに林で囲まれた古池があり、5 歳位になったある春の日に私は母の了解を得て一人でおたまじゃくしを取りに行った。池の端からタモを入れておたまじゃくしを取ろうとしたが、おたま

じゃくしは私を小馬鹿にして素早く逃げて行き、中々捕れなかった。段々焦っている内に私は池の中にドボンと落ちてしまったのである。泳ぎ方なぞ全く知らなかった幼児であり、悲鳴を上げながらバタついていたが、やがて意識も朦朧となり水の中で気絶してしまった。この事故で私に記憶があるのはそこまでである。苦しかったという記憶さえもない。

それからどの位時間が経ったのか全く分からないが、ふと気が付くと我が家の天井のようなものが見えるではないか！「あれ？天井が…」と言った時、側に座っていた母が、「健一！生きていたのね！」と叫んだ。私はいつの間にか我が家に連れ戻されて布団の中に寝かされていたのである。「どうしてボクここにいるの？」と聞くと母は、「あなた運が良かったのよ。池の側の庭で洗濯していたおばさんがいて、あなたの悲鳴を聞いて駆けつけて助け上げてくれたのよ」と言っていた。そうか運が良かったのか、…と考えただけで終わった。

この事故はその後に後遺症のようなものも全く何もなかったためか、その後の人生で深く考える事は殆どなかった。しかし、後年、人生の岐路の立ってこの事故の事をより深く考えた時に、様々な疑問点が生じた。例えば、あの時おばさんは何故庭で洗濯していたのだろうか、とか、おばさんはどうやって池の中にいた私を引き上げたのだろうか、とか、母はどうやって見知らぬおばさんの家で寝ていたと考えられる私を見つけたのだろうか、とかいうような素朴な疑問が次々に走馬灯のように沸いて出たのである。そして、それらを類推して辻褄を合わせるように色々考えてそれなりの結論を出す事は、仕事の上でも色々な事例を色々な角度からあれこれ類推してベストの道を考えるためにも非常に役立ったと言える。

2.3 自動車事故で足を骨折

この事故は、池の中に落ちた以上に遥かに生死ギリギリの事故であった。と言うより生きていられた事が奇跡に近いとも言えた。小学生2年の7歳の時に私の家の前の五日市街道というバス通り(青梅街道と平行に走る自動車道)の脇で小学校仲間と走り幅飛びか何かの遊びをしていた。私は、運動神経はあり、走るの速く、一番遠くに飛ぶ事を見せるために、どんどん助走路を長くし、とうとう五日市街道を横切って走る事になった。左右の塀で車が走って来るかどうか見えない所で立っていて、今走り出すと危ないかな、とは微かに考えたが、え～い走ってしまえ！と、脱兎のごとく五日市街道に飛び出したのである。そこにハイヤーがかなりのスピードで走って来たのでバンパーが私の左足の太腿の真ん中に当たって4、5メートル位吹っ飛ばされた。太腿の骨は完全に骨折していた。

運転手が真っ青になり慌てて車を止めて降りて来て、「おい君、大丈夫か！生きてるか！」と震える声で叫んでいた。私は、「大丈夫だよ」と言って立ち上がろうとしたものの勿論立てなかったが、不思議な事に足や体に痛みは全く感じなかった。恐らく神経が麻痺していたのであろう。それから阿佐ヶ谷駅にある川北病院に連れて行かれ、麻酔して太腿の切開手術となったが、冷たいナイフが太腿を一直線に切り開いて行く事は感じられた記憶はある。しかし、この事故もナイフの冷たさを感じただけで、事故時も、それから2ヵ月の退院時も、その後のリハビリでも痛さは感じた事はなく、退院した直後の秋の運動会では100メートル走は一等であり、後遺症は全くなく、ラッキーな骨折であった。

この事故も、後から考えるともう少し早くか遅く飛び出していれば車の左右のいずれかの車輪に巻き込まれ、まず障害が残っていたか、死んでいたであろうし、あるいはもう少し背が高いか低ければバンパーが左足の太腿でなく膝か腰に当たっていたはずなのでまず脚が不自由になっていただろう。そう考えるとバンパーの真中まで脱兎のごとく走り込んだり、その後完全に完治し普通に歩いたり、走ったり出来た事は池ポチャ事故以上にラッキーの賜物であった。

しかし、そういうラッキーさを理解したのはやはり人生の岐路に立ってこの事故を再考した時であった。若い時にはこの骨折の手術跡を見た時だけに、ああ、そんな事があったな、と思う位だけで、普段は走りまくっていたので何も考えても、感じていかなかった。しかし、特許庁を退職してアメリカへ行こうと決心した時や、米国で仕事と勉強の狭間に立たされた時などには以上の2つの事故は非常に重要な決断材料になっていたのである。（「小中学時代」へ続く）

（注）

日本では、1945 年から在日米軍向けに放送されていたFEN(極東放送網、Far East Network)が1997 年にAFN(American Forces Network、アメリカ軍放送網))に統合された(ウィキペディアから)。以降、「米軍の極東放送(FEN)」という。

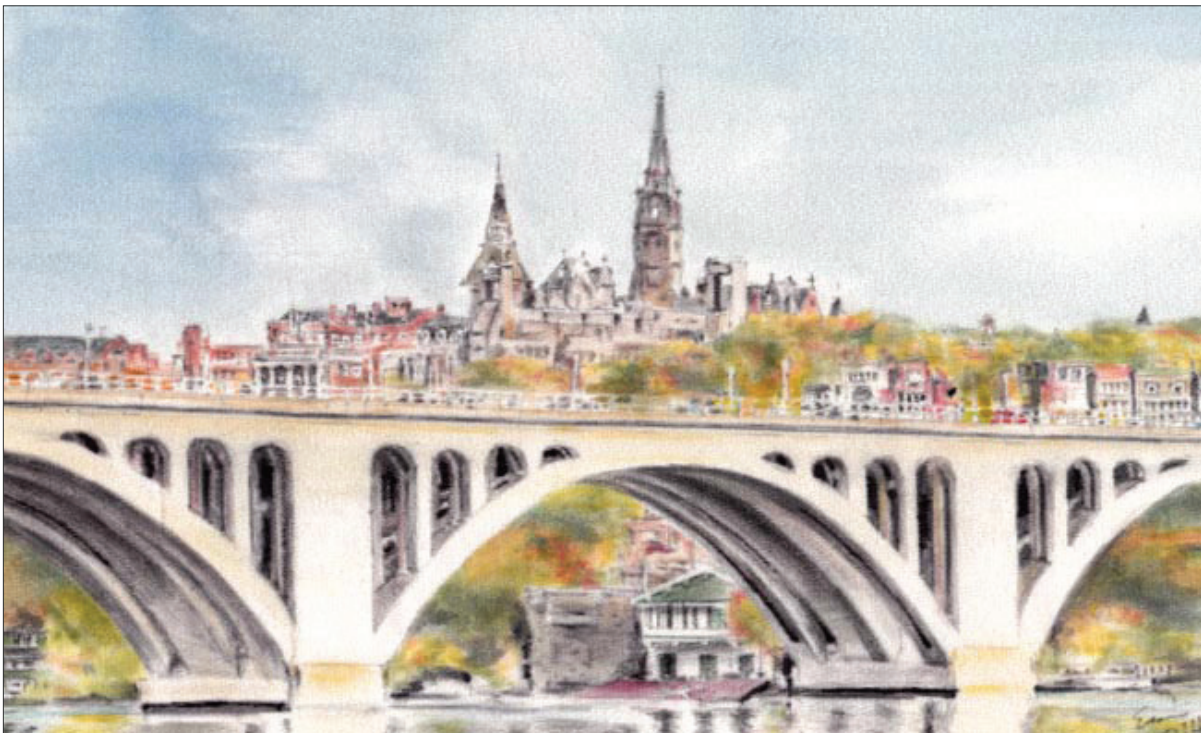
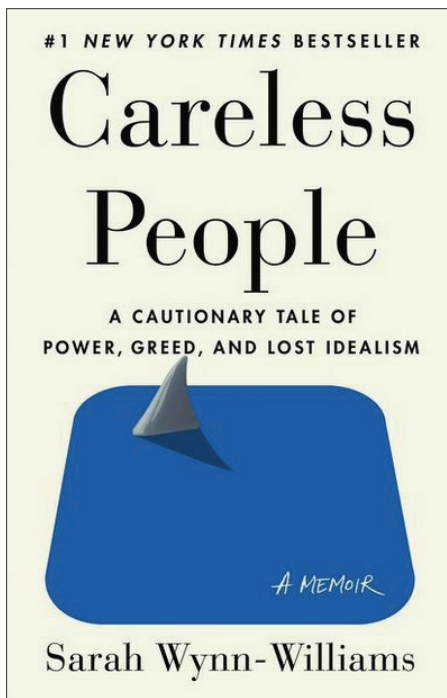


Illustration by Emi Kikuchi

今月の書籍紹介 FBが世界を良くすると思っていたのに ザッカーバーグの独裁会社だった 「ケアレス・ピープル」 サラ・ウィンウィリアムズ

ポトマック・アソシエーツ 池原 麻里子



「ケアレス・ピープル」
サラ・ウィンウィリアムズ
(フラットアイロン・ブックス)

著者はフェイスブックの元国際公共政策部長。過去には母国ニュージーランドで弁護士、国連で海洋保護政策など担当、次は在米ニュージーランド大使館で政策・渉外に携わった。フェイスブックには2011年に入社したが、上司のセクハラを通告したため、2017年に解雇された。

本回想録は、フェイスブックが世界を改善する可能性を信じて入社し、各国に進出する際に果たした役割や失望を記している。フェイスブックは本書の内容は古く、現状を反映していないと出版妨害を試み、調停者は著者に本書のプロモーションを禁じた。そのせいで却って注目され、ニューヨーク・タイムズのベストセラーになった。

この書評を書いている今日、たまたまメタ最高責任者マーク・ザッカーバーグがワシントンの連邦裁判所に出廷し、証言。連邦取引委員会がメタの写真共有アプリ「インスタグラム」を買収したことは独占禁止法に違反しており、売却すべきだ」と主張している裁判だ。

一方、上院司法委員会小委員会はメタが中国共産党のコンテンツ検閲に関与し、監視ソフトウェアを含む人工知能ツールを提供したという疑惑について調査をしている。4月初旬の公聴会で、著者はザッカーバーグが自ら同ツールを設計し、導入していたと証言した。

本書のタイトルは『グレート・ギャツビー』に由来し、フェイスブックにおけるトムとデージーは言うまでもなく、ザッカーバーグと当時のCOOシェリル・サンドバーグを指す。著者は、各国首脳と両トップの会談をセットアップし、事前にブリーフィングし、同行し、各国にどう進出できるかを模索した。そして自らも世界中飛び回り、その国の政策担当者や議員たちが初めて会うフェイスブックの社員となり、懸念を聞き、法規やガイドラインの整備方法をアドバイスした。フェイスブックのユーザーを増やし、成長し続けるために、ブロックしている国も訪問し、説得した。

例えば、ミャンマー。軍事政権がフェイスブックを閉鎖したため、著者は現地に出向く。たまたま世界経済フォーラムの地域会議があり、その場でアウンサンスーチーと同席し、翌日には運輸通信省との会議にこぎつける。人口の1%しかインターネットにアクセスしていないが、全員がフェイスブックを利用して、フェイスブック＝インターネットという状態だった。同省は異教徒間の対立、軍事政権批判を懸念しているので、フェイスブックを遮断したのだった。

サンドバーグと安倍首相会談のエピソードも面白い。ちょうどサンドバーグは『リーン・イン』を出版したばかり。著者は官邸にウーマノミクス・アジェンダの助けになると売り込み、面談を確保し。両者はデータ・センター、消費者保護、プライバシーについて会談。著者はサンドバーグの望み通り、最後に『リーン・イン』を首相に手渡し、本を持った首相とサンドバーグのツーショットを達成。しかし、実はサンドバーグは、女性のリーダーシップより従属を求め、女性部下たちには嫌われていた。

フェイスブックはアラブの春など民主活動をはぐくむ役割を果たしたが、一方でトランプの大統領選勝利を支援し、ロシア、インド、中国などの独裁主義国家がフェイスブックのフリースピーチを阻止し、政敵を攻撃する手段にもなった。

フェイスブックはザッカーバーグの独裁会社であるというのが著者の結論だ。

(New Leader 2025年5月号から転載)



Illustration by Emi Kikuchi

English Rescue by Jennifer: 「Language and Culture」

ジェニファー・スワンソン

Hot Topics – Guns in America

With a change in administration and a wave of executive orders, federal court challenges are happening at multiple levels. To help make sense of this system, this year we're focusing on the U.S. Constitution, its amendments, and key Supreme Court cases that have shaped how laws are interpreted and how Americans understand their rights.

So far, we've covered the U.S. Constitution, including its 27 amendments, the system of checks and balances, the seven articles that establish the government, and key principles such as Judicial Review, Amendments 5 and 14, and *Plessy v. Ferguson* and *Brown v. Board of Education*.

Recent seemingly politically motivated shootings of Charlie Kirk, a right-wing political activist and media figure and Melissa Hortman, a longtime Democratic state lawmaker in Minnesota, along with her husband have sparked discussions about guns in society. This month we will provide a brief outline about the history of the role of guns in America.



Photo: American Revolution Institute

Over a year before the signing of the Declaration of Independence on July 4, 1776, the first battle of the Revolutionary War had been fought on April 19, 1775. It began when British soldiers tried to take weapons from colonial militias, and local colonists fought back, starting the war for independence.

During the Revolutionary War, guns played a key role in helping the colonies win independence from Britain. Colonial militias, made up of ordinary citizens, used their personally owned muskets and rifles to fight British troops. These early victories showed that armed citizens could stand up to a powerful army. Because of this, the founders believed an armed people were essential to protect freedom.

The War for Independence was fought from 1775 to 1783 between Great Britain. The new American government began to be built from the ground up and the Constitution was signed on September 17, 1787.

Gun rights were included in the Constitution (specially the 2nd Amendment) because the founding fathers wanted to protect the ability of citizens to defend themselves. They remembered

how armed militias helped win independence from Britain and believed that an armed population was necessary to protect freedom and prevent government tyranny.

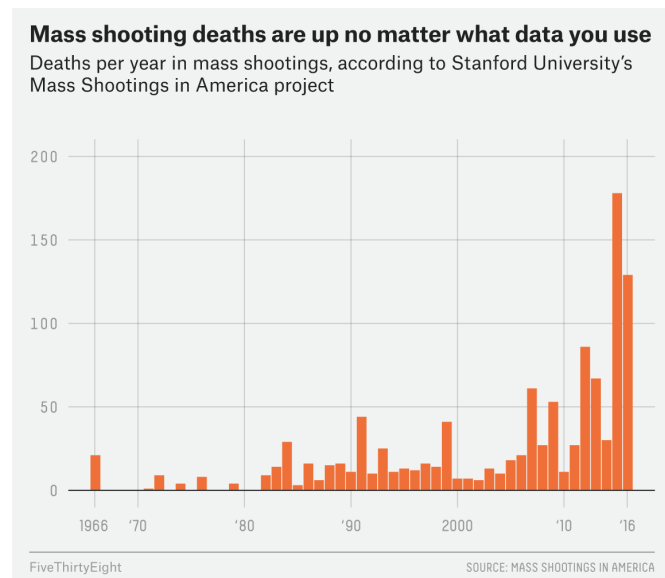
The 2nd Amendment reads:

“A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear Arms, shall not be infringed.”

The conservative interpretation of the 2nd Amendment emphasizes that it **protects an individual's right to own and carry guns**. Conservatives argue that this right exists **separately from service in a militia** and is meant to **allow citizens to defend themselves, their families, and their property**, as well as to **resist government overreach** if necessary.

The **liberal interpretation** of the 2nd Amendment emphasizes that the right to bear arms is **tied to service in a “well regulated militia”**. Liberals often argue that the amendment **does not guarantee unlimited individual gun ownership** and that **government regulation of firearms is allowed** to protect public safety.

Until some agreement is reached about public safety and the 2nd Amendment, we may see more mass shootings and political murders.



- <https://www.thetrace.org/2025/06/gun-history-america-timeline-supreme-court/>
- <https://www.nraila.org/what-is-the-second-amendment-and-how-is-it-defined/>
- <https://constitution.congress.gov/constitution/amendment-2/>
- <https://www.pewresearch.org/short-reads/2024/07/24/key-facts-about-americans-and-guns/>



～Jennifer Swanson プロフィール～

日本にて7年在住中に、高校英語教師の経歴を持ち、日本企業でも働いた経験を生かし、現在は米国大学講師、日米協会講師、在米日本人に英語レッスンの他、米国人に日本語も教える。日米でのさまざまな経験を基に、“頻出テーマで はじめてのTOEFLテスト 完全攻略”(高橋書店:Jennifer Swanson/四軒家 忍 (著))を出版、多方面から楽しい英語レッスンを展開しています。

jenniferswanson.org



9月号 編集後記

夏休みも終わり9月になって、イベントや人の往来も増えて、気分的にも忙しくなったような気がしています。日本では相変わらずの猛暑や豪雨が続いているようですが、当地では気温も下がり、過ごし易い気候になりましたね。

米国内では保守活動家チャーリー・カーク氏殺害が大きな問題になっており、米国内の政治的対立や暴力による蛮行という実態が大変懸念されます。事件の後処理を巡って、大統領や副大統領の強い関与が見られるのも日本人的には違和感が強いです。

一方で、日本の政局も混迷を極めています。日米関税交渉は一応の合意に至っておりますが、今後も米国と多くの意味で交渉や対峙しなければならない局面が予想されます。両国の政治の安定と建設的な対話を切望します。

岡崎・岡本

会報に関するお問い合わせにつきましては、[JCAW事務局](#)までご連絡ください。
